

東郷町男女共同参画推進条例 条文解説

1 条例の構成

条例は、前文、5章22条の本則及び附則で構成されています。

前文

第1章 総則（第1条から第6条まで）

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 町の責務
- 第5条 町民の責務
- 第6条 事業者の責務

第2章 性別による権利侵害の禁止（第7条、第8条）

- 第7条 性別による権利侵害の禁止
- 第8条 公衆に表示する情報への配慮

第3章 基本的施策（第9条から第20条まで）

- 第9条 基本計画
- 第10条 積極的改善措置の実施
- 第11条 実施状況の公表
- 第12条 雇用の分野における男女共同参画の推進
- 第13条 情報提供及び普及啓発
- 第14条 調査研究
- 第15条 教育及び学習の支援
- 第16条 家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援
- 第17条 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 第18条 国際的協調
- 第19条 町が実施する施策に対する申出
- 第20条 権利侵害の相談の申出

第4章 東郷町男女共同参画審議会（第21条）

- 第21条 東郷町男女共同参画審議会の設置

第5章 雑則（第22条）

第22条 委任

附則

2 条文と解説

（名称）東郷町男女共同参画推進条例

[解説]

条例の名称については、条例の目的や理念が適切に反映され、町民自らが家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進していくことが望ましいことから「推進」の言葉を名称に盛り込みました。

以上のことから名称は、「東郷町男女共同参画推進条例」としました。

（前文）

私たちのまち東郷町は、法の下での平等を定めた日本国憲法及び男女の人権が尊重される社会の実現を目指した男女共同参画社会基本法の理念に基づき、性別や世代にかかわらず、一人ひとりが夢と希望を持ち、心の豊かさを実感できる思いやりと活力あるまちづくりを目指しています。

本町では、東郷町男女共同参画プランを基に、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでいますが、男女それぞれの個性や能力を十分に生かせる社会をつくるためには、男女共同参画の理念をすべての人が理解し、町と町民が協働して、この課題に取り組んでいくことが必要です。

私たちは、男女が互いにその人権を尊重し、性別を問わず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現のため、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、ここにこの条例を制定します。

[解説]

前文は、条例制定の意義や趣旨を明らかにするものです。

ここで、東郷町の現実の課題を明らかにし、男女共同参画社会の形成の必要性を表しています。

また、今後、町の男女共同参画の理念と方向性を明らかにするとともに、

男女共同参画社会の実現に向けて、町と町民が協働して共に取り組んでいこうという決意を表明しています。

ここでいう協働とは、共通の目的を達成するために、それぞれがお互いの果たすべき役割と責任を自覚し、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力して物事に取り組むことをいいます。

共同は、同じ場所、同じ境遇などに存在していること。一緒になって物事を行うこと。同等に物事に関わることをいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

[解説]

国は、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）の第9条に地方公共団体の責務を定めています。

この条例は、基本法の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにして、基本施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、

もって男女が対等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (4) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

[解説]

この条例の中で用いる用語について、意味内容を明確にして共通の認識が必要な言葉について定義しました。

- (1) 男女共同参画の定義については、愛知県男女共同参画推進条例の定義を準用しました。
- (2) 「町民」の定義は、町内に住所を有する者だけでなく、町内の事業所に通勤する人、町内の学校に通学する人を含んだ個人としました。
- (3) 「事業者」の定義は、町内において事業活動を行うすべての個人及び法人をいいます。
- (4) 積極的改善措置とは、差別を是正するための積極的措置（ポジティブ・アクション）のことです。男女の参画する機会に格差がある場合、いずれか一方に対し、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことにより男女間の均等を図る措置のことをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保すること及び男女の人権を尊重すること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町の施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活及び家庭生活以外の社会のあらゆる分野の活動との両立ができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が十分に尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

[解説]

本条は、愛知県男女共同参画推進条例の基本理念を準用しており、男女共同参画を推進するに当たっての考え方を明らかにしたものです。以下の解説の見出しは、平成20年3月に策定した「東郷町男女共同参画プラン」に掲げた基本理念の5項目を引用しました。

なお、第5号の「性と生殖に関する健康と権利」については、東郷町男女共同参画プランの中の基本目標4「生涯にわたる健康と生活の充実」にあるように、男女共同参画社会の形成に当たって重要であるため基本理念の中を含めました。

(1) 男女の人権の尊重について

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保することを基本理念として位置づけています。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮について

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考えることを基本理念として位置づけています。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画について

男女が社会の対等な構成員として、いろいろな方針の決定に参画する機会を確保する必要があることを基本理念として位置づけています。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立について

家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援も受け、子の養育、家族の介護その他の家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにすることを基本理念として位置づけています。

(5) 性と生殖に関する健康と権利について

男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し合って、生涯を通じて健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現には重要なことといえます。特に女性は、妊娠、出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。女性だけでなく、すべての人が自らの身体について正しい情報を入手し、自らが判断して健康を享受できるようにする必要があります。

また、女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して子どもを産み、男女が協力して子どもを育てられる環境を整えるためにも、すべての人が生命の尊厳や性に関する意識を高め、広く社会全体の理解を深めていくことが大切です。

(6) 国際的協調について

男女共同参画社会の形成は、国際社会の取り組みとともに歩みを進めていくことを基本理念として位置づけています。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町民及び事業者と連携を図り、協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

[解説]

男女共同参画の推進は、行政における推進のみで達成できるものでなく、町、町民及び事業者のそれぞれの理解と協力により取り組む必要があるため、それぞれの責務を明らかにしています。

町は、男女共同参画社会の実現に向けて、率先して取り組んでいく必要があります。基本法第9条（地方公共団体の責務）を受けて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していくことを規定しています。

また、男女共同参画社会を実現するためには、町は、町民及び事業者との連携と協力が不可欠であり、町の責務として規定しています。

男女共同参画の推進に関する町の施策として策定した「東郷町男女共同参画プラン あなたらしさ 私らしさを発揮して 輝く社会」で、次の5つの基本目標を掲げ、それぞれの課題に対応した施策を設定しています。

- 1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり
- 2 男女が共同で参画する地域・家庭づくり
- 3 男女平等の就業環境づくり
- 4 生涯にわたる健康と生活の充実
- 5 計画決定と推進への男女共同参画

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

〔解説〕

男女共同参画社会を実現するためには、町民の皆さんの理解と協力が不可欠です。町民の皆さん一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場などの社会のあらゆる分野で自ら進んで取り組むことができるよう期待しています。

また、町民の皆さん一人ひとりが、町が取り組む施策に対して、町と協働して取り組むことが重要であると考えて責務としました。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

[解説]

男女共同参画社会を実現するためには、事業者の皆さんの理解と協力が不可欠です。事業者の皆さんは職場など事業活動の場において、男女共同参画を推進するために自ら進んで取り組むことができるよう期待しています。

また、事業者の皆さんが、町が取り組む施策に対して、町と協働して取り組むことが重要であると考えて責務としました。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント (性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応によりより当該個人に不利益を与える行為をいう。)
- (3) ドメスティック・バイオレンス (配偶者、恋人その他の親密な関係にある者の間又は親密な関係にあった者の間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)

[解説]

本条では性別による権利侵害を禁止事項として明示しました。

すべての人は個人として尊重されなければなりません。性別による差別的な取扱いや暴力などの人権侵害の根絶をめざすことは、男女共同参画社会の実現にとっての大きな課題です。これらの行為による人権侵害に対する意識を強め、根絶すべき課題として認識を広げていくことが重要であるため禁止事項としています。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント

「セクシュアル・ハラスメント」について、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)は、職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること(対価型セクシャルハラスメント)又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること(環境型セクシャルハラスメント)とされているように女性労働者に対する行為として規定していますが、男女共同参画社会を実現していく上では、性別や分野を問わない重要な問題と受けとめ、この条例では、男女間だけでなく職場に限定せず幅広く定義しています。

- (3) ドメスティック・バイオレンス

「ドメスティック・バイオレンス」について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)は、「配偶者からの暴力」とは、配偶者(配偶者の定義には、事実婚や離婚又は婚姻が取り消された場合の当該配偶者も含まれます。)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動と定められていますが、男女共同参画社会の実現にとって性別に起因する暴力の根絶は大きな課題であることから、この条例では、配偶者や恋人の間に限定せず親密な関係にある者の間におけるものを含めて幅広く定義しています。なお、親密な関係には、過去の関係も含みます。また、身体に対する暴力だけでなく精神的暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動も含めて定義しています。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように配慮し、その情報が社会に及ぼす影響を考慮しなければならない。

- (1) 性別による役割の分担を正当化し、及び助長する表現
- (2) 男女間の暴力を正当化し、及び助長する表現
- (3) 過度の性的な表現

[解説]

ポスター・広告など公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があります。公衆に表示する情報は、男女の人権を尊重した表現を行うよう、自主的に配慮することが必要とされます。

第3章 基本的施策

(基本計画)

- 第9条 町長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第21条に規定する東郷町男女共同参画審議会（第19条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。
- 3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。ただし、基本計画の規定の字句の訂正その他基本計画の主旨を変えない軽微な変更については、この限りでない。

[解説]

基本法第14条第3項で、市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定することが規定されています。

これを受けて、町では既に平成20年3月に「東郷町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策について取り組んでいるところです。今後、新たな基本計画の策定や変更にあたっては、町民の皆さんや審議会の意見を反映させるため意見公募の手続き等を実施します。

（積極的改善措置の実施）

第10条 町は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるものとする。

[解説]

積極的改善措置については、第2条第4号で定義していますが、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に格差がある場合は、町民及び事業者と協力して、積極的に改善措置を講じて是正することを規定しています。

（実施状況の公表）

第11条 町長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

[解説]

町が取り組む男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表することは、男女共同参画に対する町民の皆さんの意識や関心を高めるとともに、現状を認識し、理解を深めていただく上で必要であるため、実施状況を取りまとめて公表します。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第12条 町長は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため必要があると認めるときは、事業者に情報の提供を行うものとする。
2 町長は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する調査の協力を求めることができる。

[解説]

雇用における男女共同参画の推進は重要な課題であるため、町長は必要があると認められるときは、事業者が雇用における男女共同参画の取組を進めるために情報提供を行います。

また、必要に応じて事業者の皆さんに、男女共同参画の推進に関する調査

について協力を求めることがありますので、その際にご協力ください。

(情報提供及び普及啓発)

第13条 町は、男女共同参画に関する活動を推進するため必要な情報を提供するとともに、男女共同参画の普及及び啓発を行うものとする。

[解説]

町は、男女共同参画の推進活動を行うすべての人たちに、必要な情報の提供を積極的に行います。

また、男女共同参画に関する活動を広げていくためにも、一人でも多くの町民の皆さんに理解を深めていただくことが必要ですので、男女共同参画に関する普及及び啓発を進めていきます。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に必要な調査、研究及び情報の収集を行うものとする。

[解説]

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、町の様々な分野における現状及び町民の皆さんの意識等を把握し、反映させていくことが必要です。町は、そのための調査研究及び情報の収集を行います。

(教育及び学習の支援)

第15条 町は、町民及び事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画に関する学校教育その他の教育及び町民の学習に必要な支援を行うものとする。

[解説]

町は、男女共同参画への関心と理解を深めるために、学校教育、社会教育及び家庭教育などのあらゆる教育の場で男女共同参画に関する教育の推進に必要な支援を行います。

また、講座、研修会、講演会などを開催して町民の皆さんに学習する機会

を提供して、生涯学習の場での自主的な学習の充実に努めます。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第16条 町は、男女が共に協力し、家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

[解説]

少子高齢社会の中で、男女共同参画社会を実現するには、男女の性別にかかわらず、家庭生活と職場や地域などでの生活における活動を両立させることができ、家族を構成する人が安心して家庭生活における責任を果たせるように、相互に協力しながら一体となって支え合うことが必要です。町は、そのための必要な支援を行います。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第17条 町は、すべての人が生涯に渡り健康な生活を営むために、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が十分に尊重されるよう、情報の提供及び意識の啓発に努めるものとする。

[解説]

第3条第5号の基本理念で述べたとおり、町は「性と生殖に関する健康と権利」が十分に尊重され、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し合って、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるように情報提供や意識の啓発に努めます。

(国際的協調)

第18条 町は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的な交流の促進、情報の収集その他の必要な措置を講ずるものとする。

[解説]

第3条第6号の基本理念に基づいた基本的課題である国際社会における男女平等との協調にあるように、町は、男女平等に関する国際的な動向の把握と情報提供を行い、国際交流団体が行う男女共同参画に向けた活動を支援して、外国人のための男女共同参画に関する国際的な情報の収集や必要な情報提供を行います。

(町が実施する施策に対する申出)

第19条 町民及び事業者は、町長に対し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、その内容について町長が必要と認める場合は、審議会に報告するものとする。

[解説]

町民及び事業者の皆さんは、町の男女共同参画の推進に関する施策や町が実施している施策の中で、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見を申し出ることができます。

町長は、その申出に対して、内容に応じて適切な措置を講じます。

また、必要と認める場合は、その申出の内容を東郷町男女共同参画審議会に報告します。

(権利侵害の相談の申出)

第20条 町民及び事業者は、町長に対し、男女共同参画を阻害する性別による権利の侵害に関する相談を申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて当該申出に係る関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

[解説]

町民及び事業者の皆さんは、男女共同参画を阻害する事項の相談を申し出ることができます。

町長は、その申出に対して、必要に応じて関係機関と連携して適切な措置を講じます。

第4章 東郷町男女共同参画審議会

(東郷町男女共同参画審議会の設置)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、東郷町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長から諮問があったときは、第9条第1項若しくは第4項に規定する基本計画の策定若しくは変更その他男女共同参画の推進に関する事項について調査し、又は審議し、その結果を町長に答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関して必要と認める事項について調査し、又は審議し、町長に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

[解説]

男女共同参画に関する重要な事項を調査、審議する諮問機関として東郷町男女共同参画審議会を設置します。町は、男女共同参画の推進に関する施策の計画の策定、変更又は実施に関して、審議会の意見を聞きながら取り組んでいきます。

審議会は、町長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査、審議して町長に答申します。

また、審議会は、男女共同参画の推進に関して必要と認める事項について調査、審議して町長に意見を述べることができます。

なお、審議会の組織・運営などについては、別に規則で定めます。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、町長が別に定める。

[解説]

条例の施行に関する事項についての委任を規定したものです。

条例の施行に関して必要な事項について町長が別に定めます。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

[解説]

この条例は、町民の皆さんへの啓発期間を設けるため施行は平成23年4月1日からとします。

2 この条例の施行の際、現に策定されている東郷町男女共同参画プランは、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

[解説]

平成20年3月に策定されている「東郷町男女共同参画プラン」を条例第9条第1項に規定された基本計画とみなすものです。